

令和3年第2回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和3年6月22日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 4 松下好延 |
| 5 金田敏行 | 6 金田文子 | 7 高森陽一郎 |
| 8 伊藤 武 | 9 土屋 浩 | 10 田中邦利 |
| 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

3 今泉吉人

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	小川泰徳	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 議案第47号

令和3年度設楽町一般会計補正予算（第4号）

（総務建設委員長報告）（文教厚生委員長報告）

日程第2 議案第48号

令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（文教厚生委員長報告）

日程第3 議案第49号

令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）

（文教厚生委員長報告）

日程第4 議案第50号

令和3年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）

（総務建設委員長報告）

日程第5 陳情第2号

ゼロカーボン達成に向けた取組の推進に関する陳情書

（総務建設委員長報告）

- 日程第6 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第7 報告第14号
専決処分の報告について (追加)
- 日程第8 議案第51号
辺地に係る総合整備計画の変更について (追加)
- 日程第9 議案第52号
工事請負契約の締結について (追加)
- 日程第10 議案第53号
設楽町手数料条例の一部を改正する条例について (追加)
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について (追加)
- 日程第12 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について (追加)

会 議 録

開議 午前8時58分

議長 おはようございます。多少時間が早いようですが、皆さんお集まりのよう
ですので。ただいまの出席議員は11名です。なお、今泉議員におかれまして
は、親族の葬儀が本日行われますので欠席届が出ております。御承知置きを
いただきたいと思います。令和3年第2回設楽町議会定例会を開催いたします。
これから本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶を御願いをいたしま
す。

町長 皆さん、おはようございます。本日、6月議会定例会最終日に際しまして、
議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、御参集を賜り、誠に
ありがとうございます。

例年ですと、この時期になりますと、町の消防操法大会、また鮎釣り大会
ですとかグリーンパークでのキャンプイベント等があるわけですが、コロナ
禍の状況の中にあって昨年に続き今年も中止とならざるを得ない、こんな状
況となっております。

愛知県に出されていまして非常事態宣言が20日に解除され、まん延防止
等重点措置に変更されております。今後国内では、7月にオリンピック、8
月にはパラリンピックと大きなイベントが予定されています。町内のワクチ
ン接種も順調に推移しているところから、今後は、我が町でも徐々にイベン
トが再開されることを期待するところでございます。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種について報告いたします。65歳以

上の高齢者への接種は、順調に進んでおります。また 60 歳以上 64 歳までの方と基礎疾患のある方の接種予約を 6 月 14 日から開始をし、先週までに 323 名の方の予約を受け付けました。内容はインターネットが 195 名、電話予約が 128 名となっています。保健福祉センターの電話回線を増やして準備をいたしましたが、電話が鳴り止まないようなことはなく、苦情もありませんでした。また、6 月 24 日からは、16 歳以上の方の予約が始まります。状況を見ながら適切な対応を心がけてまいります。なお、64 歳以下の方へのワクチン接種は、7 月 4 日から開始となります。

本日は、損害賠償に係る報告 1 件、辺地計画の変更 1 件、工事請負契約 1 件、条例改正 1 件を追加上程いたしました。初日に上程しました議案と併せて、適切なる議決を賜りますよう御願い申し上げ、議会最終日の審議に先立ち、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく御願いたします
議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10 田中 令和 3 年第 2 回定例会第 2 日の運営について、6 月 14 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第 1 から日程第 5 までは一括上程します。

日程第 6 は設楽ダム対策特別委員会の報告です。

日程第 7 から日程第 10 は追加案件で、日程第 7 は専決処分の報告です。

日程第 8 から日程 10 は、それぞれ単独上程し、質疑、討論、採決です。

日程第 11、12 は議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申出です。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、よろしく御願いをいたします。

議長 日程第 1 議案第 47 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」から日程第 5 陳情第 2 号「ゼロカーボン達成に向けた取組の推進に関する陳情書」までを一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

5 金田(敏) おはようございます。令和 3 年 第 3 回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和 3 年 6 月 8 日火曜日、午前 8 時 55 分から午前 9 時 22 分まで総務建設委員会を開催いたしました。出席者は委員 6 名全員と、執行部より町長以下、担当課長の出席をいただきました。付託された議案は 2 件、陳情 1 件を審査

いたしました。結果を報告いたします。

1 付託事件(1)議案第47号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」(総務建設委員会所管)についてを審議いたしました。質疑3件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑、答弁の内容は御参照いただきます。

(2) 議案第50号「令和3年度設楽町津具財産区特別補正予算(第1号)」についてを審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号「ゼロカーボン達成に向けた取組の推進に関する陳情書」についてを審議いたしました。質疑2件、全員賛成で聞き置くのことに決定いたしました。

「その他」はありませんでした。

会議終了後、管内視察を行いました。町道川向大名倉線改良工事、広域農道奥三河線の治山対策工事、面の木公園の面の木ピットを視察し、閉会といたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長 文教厚生副委員長、1番七原剛君。

1七原 令和3年第3回文教厚生設委員会委員長報告を行います。

6月9日水曜日8時57分から9時39分、委員会を開催しました。出席者は委員6名全員、ほか、執行部から9名の出席をいただきました。付託された議案3件について審議、審議の結果を報告いたします。

審査事件、1 付託事件 (1)議案第47号「令和3年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」(文教厚生委員会所管)。質疑10件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。質疑については、資料を御参照ください。

(2) 議案第48号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第49号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)」。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

委員会終了後、管内視察を行いました。視察先は、(仮称)田口浄化センター、田口クリーンセンターへ行きました。視察終了は10時57分でございます。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議案第 47 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 47 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 48 号「令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 48 号を採決いたします。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 49 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 49 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 50 号「令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 50 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 50 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 陳情第 2 号「ゼロカーボン達成に向けた取組の推進に関する陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 先ほどの委員長報告で、ゼロカーボンについての質疑の内容は報告をされましたが、私はこの陳情の趣旨は賛成でして、ゼロカーボンだけを達成すればそれで済むのだというのではなくて、気候変動や地球温暖化そして環境問題、これらに取り組むことが大事だという趣旨だと思うんですね。それで、お尋ねをしますが、陳情事項の 1 については、議論されたと思うのですが、2、3、4 については意見はなかったのかお尋ねします。

5 金田(敏) 意見がないといえ、確かになかったのですけれども、ゼロカーボンに関しましては、この資料にありまして、年間の排出量が 34,800 トン、それに対して当町の除去量が 151,000 トンと推定しております。ゼロカーボン自体はマイナスとなっております、町の対策としては十分ではないかという意見が大半を占めました。

以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

（なし）

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 陳情第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第2号は、委員長報告のとおり聞き置くことになりました。

議長 日程第6 「所掌事務の調査報告」を議題といたします。

ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いします。

8伊藤 令和3年第3回設楽ダム対策特別委員会の報告を行います。令和3年6月11日金曜日、午前9時55分から11時40分まで、設楽町役場議場。設楽ダム対策特別委員6名、山口議長、村松事務局長。設楽町からは、横山町長ほか8名。国土交通省設楽ダム工事事務所、真鍋所長ほか5名。愛知県豊川水系対策本部、水谷事務局長ほか3名。設楽ダム関連事業出張所、加藤所長ほか3名。

挨拶といたしまして、議長、町長、真鍋所長、水谷事務局長より令和3年度の予算執行状況を兼ねて、挨拶をいただきました。

審査事案、1. 所掌事務の調査、(1) 設楽ダム建設事業について、羽賀・川村設楽ダム工事事務所副所長、小石調査課長から令和3年度の事業概要、設楽ダムにおける地質調査について、希少魚類の保全と環境学習の取組、設楽ダム「立体模型」を用いた広報についての説明を受け、質疑応答を行いました。

そのなかで、ネコギギの施設は現在水槽ができたところで、これから飼育繁殖を始める。飼育繁殖が始まり、稚魚が生まれたところで見ただけかと考えています。建物は今年度中に整備ということで、実際の運用については来年度からと考えている。運用方法についても、常時展示ができるのが理想と考えているが、人員の配置等があるので少し詰めていく。

また、愛知県設楽ダム関連事業について、加藤設楽ダム関連事業出張所長から設楽ダム関連事業についての説明を受けました。

国道257号線側のS字の急カーブ解消の部分で、今年度に橋桁を架けるために通行止めになると聞くがどのくらいの期間を予定しているのか。そのために、仮設道路を造るということだが、勾配が急になるとか、掘削等による通行止めの可能性はどうか、という質問がありました。

橋桁を架けるためには通行止めは行わない。その前に現在整備している S 字バイパス部分と国道 257 号のレンテック付近までの仮設道路を完成させ、そちらを新しい S 字バイパスや県道瀬戸設楽線が完成するまで通すことになる。仮設道路の勾配は現況の 7% より少しきつい 8% となるが問題ないと考ええる。また、仮設道路施工時には片側交互通行となるが、警備員を 24 時間配備して通行に支障や事故等が起こらないようにしていくつもりです。

その他、質疑、連絡事項なしで。

また、現地視察を行いました。場所といたしまして、県道瀬戸設楽線 5 号橋下部工建設現場一体を視察して終了いたしました。

以上です。

議長 ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第 7、報告第 14 号「専決処分の報告について」を議題といたします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 それでは 74 ページ、報告第 14 号「専決処分の報告について」「地方自治法」第 180 条第 1 項及び「設楽町長の専決事項の指定」第 3 項の規定により、6 月 4 日に別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

今回の事故内容は、78 ページの参考資料に記載するとおり、本年 5 月 8 日、損害賠償の相手方である豊鉄バス株式会社の路線バスが、田内地内の町道清崎田峯線を走行中、町道郷沢田内線との交点付近において、対向車とのすれ違いのため車両を道路端の側溝蓋に寄せたところ、劣化していたコンクリート蓋が車重により跳ね上がり、車両左側面下を損傷したものであります。

保険会社と豊鉄バス株式会社による協議の結果、道路管理者である設楽町の過失割合を「6 割」と決定し、被害金額 103,400 円の「60% に相当する 62,040 円を賠償する。」という示談により専決処分するものであります。

なお、負担すべき賠償金は、町が加入する保険会社の損保ジャパンから修理会社へ全額保険金として直接支払われ、町の実質的な負担はございません。

以上です。

議長 報告の説明が終わりました。

報告第 14 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

6 金田(文) お尋ねします。劣化とか老朽化ということはどうしても起こることなので、点検が重要だと思うのですが、今回の事故発生後に緊急、臨時の点検をなさいましたか、ほかに危ないところはなかったですか、というのが 1 点です。

それから 2 点目は、側溝に限らず町道の日常の点検はどのように実施しているのかについて伺います。

建設課長 点検につきましては、今までは職員が例えば現場に行ったようなときに併せて道路の状況を見ているというようなことで対応しておりましたが、今回またこのような事故が発生したということで、5月に点検の方法を見直しました。今月から始めておりますが、職員2名体制で、月に2回ほど点検のためのみに現場のほうをまわって点検をしております。道路も、優先順位をつけまして、かつ、町内の地区が平等になるように順番を決めまして、1日2名で、半日から1日程度で月に2回の点検を行っております。今までは、車の中から見るような点検でしたが、この点検から実際に車から降りて道路を歩いて点検のほうを行っております。そういった形で、道路以外の物も点検できるかなと考えております。

6 金田(文) 丁寧な点検計画を立ててくださり、早速実行に移していただきありがとうございます。1点目の、緊急に点検して、そのときほかにも危ないところとか直さなくてはいけないところはありましたかという質問はまだお答えいただけていないので、その点についてということと。

あと、ちゃんと歩いて目視で点検していただくということで、職員の皆さんには本当に御苦勞をおかけすると思いますが、よろしく願います。ただ、この広い設楽町のことですので、あまりにも作業が大変だと思いますので、住民の皆さんにも通報というか、ここ危ないよということを教えてくださいね、どこへ知らせたらいいよ、ということもぜひ広報していただいて、みんなで見守っていくというふうにしていただけたらと思います。

以上です。

建設課長 1点目の、点検をして緊急に直す箇所がありますかという質問ですが、確かに怪しいところはありましたが、今すぐにとりあえずのものではなかったものですから、今後順次計画を立てて、それらのところも修繕をしていきたいと思っております。

2点目の住民の通報システムですが、やはり、建設課職員だけでは、カバーしきれないところがありますので、住民の皆さまからの通報というものは大変ありがたく感じておりますので、今後、住民の皆さんが通報しやすいようなシステムを構築していきたいと考えております。

議長 ほかにありませんか。

1 七原 確認なのですが、今回の事故があった場所については何らかの対応はもうとられているのですよね。

建設課長 この部分については、すぐにコンクリート蓋の交換をいたしました。

7 高森 グレーチング等は曲がるとすぐに跳ね上がりますが、コンクリートの蓋は、なかなか劣化しても曲がらないのですが、よほどその場所が、しょっちゅう車で踏んづけて、ガタガタしていた場所だと思いますので、できれば、1個事故があったらその両側の3個くらいまとめて交換するとか、そういうことがあればいいかなと思いますが、その辺の対策はいかがですか。

建設課長 その辺の状況を見まして、1枚だけではなくて前後のコンクリート蓋ですとか、ちょっと離れたところのグレーチング等もありますので、そういった物も全てやりまして、総合的に判断をして修繕をしていきたいと思いません。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。報告第14号は終わりました。

議長 日程第8、議案第51号「辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 77ページの、議案第51号「辺地に係る総合整備計画の変更について」。

本議案は、令和2年3月議会において議決いただき、策定しました、令和2年度から6年度までの5か年の「辺地に係る総合整備計画」の一部を変更するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の準用規定に基づき、同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の主な変更事項は、「駒ヶ原辺地」及び「豊邦辺地」の整備計画に、一部追加計上又は削除するもので、その他は事業費の変更であります。

なお、計画の変更においても、計画策定の根拠規定である同法第3条第4項に基づき、あらかじめ愛知県知事と協議し、6月8日付で「計画変更に異議なし」との回答を受理しています。

詳細につきましては、財政課長から説明します。

財政課長 それでは、「辺地に係る総合整備計画」——以下「辺地計画」といいますけれども、変更の内容等について説明をします。

最初に資料の説明です。77ページの議案の次が、78、79ページですけれども、駒ヶ原辺地の計画書、変更部分が、少し見にくいですが、二重線の見え消しで表しております。79ページが年度別計画。その次、80ページが豊邦辺地の計画書、81ページが年度別計画書。最後のA3サイズの地図は両方の辺地の地域と各事業の施工箇所を表しております。

最初に、おさらいの意味で辺地の要件と辺地計画の目的を説明します。辺地とは、イメージ的には地域内の宅地評価額の最高額の場所を中心とし、そこから5平方キロメートル以内の面積、半径でいうと約1.3キロメートル程度の円のイメージを持っていただければいいと思うのですが、その中の人口が50人以上とあることが前提です。その場所で考えまして、次にその中心から最も近い小中学校、高校、医療機関、郵便局、役所までの距離を点数化、さらにバスの運行回数を点数化して、両方の合計が100点以上あるということが必要です。

以上が辺地の考え方です。

次に、辺地計画の目的ですけれども、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地対策事業の財源として、地方債のメニューの1つである、辺地債を活用できるようにするためです。なお、辺地債は充当率100%で、財政上の措置としては、元利償還金に対する地方交付税算入率が80%と、ほかの地方債に比べて有利となっております。

続いて議決についてです。辺地計画の変更に際しましては、その内容により議決が必要な場合と、県への届出だけで良い場合の2つの手続があり、今回は駒ヶ原辺地のみ、議決が必要となります。豊邦辺地は、県への届出だけで良いものです。また、議決が必要な場合は、副町長が申しましたように、事前に県の関係部局との協議も必要です。内容は、後ほど説明しますけれども、駒ヶ原辺地等の変更については、5月19日付で県と事前協議を開始し、6月8日付で回答がありました。なお、議決が得られたのちは、県を経由して総務大臣に変更の計画書を提出します。

次は、6月議会での上程のタイミングについてです。令和3年度当初予算に、林道沖ノ平線の舗装事業を新規に計上しましたが、これは、県補助事業に採択されたため、財源としては県の補助金のほか辺地債を見込みました。辺地債を含む地方債を借り入れるためには、年度当初から、愛知県や東海財務局との協議が必要です。そこでは、辺地計画に事業が載っていますか、という確認があります。しかし、冒頭申しましたように、この事業は辺地計画の登載を見送っておりました。補助金が付く、付かないという不確定要素が多かったためですけれども、計画に載っておりませんので、辺地債を借り入れる事務の執行のために早期での計画が必要となったことによるものです。先ほど、県との協議の旨を述べましたけれども、本来であれば、6月初日に上程すべきところ、年度当初は、担当者も業務多忙で、直ちに事務に取りかかれず、県との協議開始が5月中にずれ込んでしまったため、最終日での上程となってしまったことを御容赦ください。

それでは、変更の内容を説明します。最初は駒ヶ原辺地です。議案の次の計画書と、その次の年度別計画書を御覧ください。計画書のほうの文言に変更はございません。駒ヶ原辺地の当初計画では、道路舗装が2路線、農道改良が1路線で、5年間の総事業費見込みは72,800千円、借入れ可能となる辺地債は40,500千円を予定しておりましたけれども、先ほど説明した、林道沖ノ平線の舗装事業を追加することで、表の一番左に施設名というところがありますけれども、林道というくくりで辺地債がゼロから21,700千円に変更します。このように施設名区分ごとに辺地債予定額が当初計画を上回る場合には議決が必要となります。道路の部分でも変更がございますけれども、こちらは減額ということになりまして、令和2年度分の実績に修正しております。詳しい内容は年度別計画書のとおりとなっております。

その次、80 ページです。豊邦辺地です。こちらは、道路だとか、林道区分で変更がありますけれども、数字を見ていただくと分かるように、辺地債予定額が当初から皆減か、減額となっておりますので、これは、議決は不要というところで、県への届出だけでオクケーということになっております。今回は変更の内容を確認してもらおうという意味での資料と御理解ください。当初計画では、道路改良1路線、林道改良1路線と舗装1路線、観光施設のきららの森整備事業を登載しました。5年間の総事業費見込みは377,300千円で、辺地債は124,900千円を予定していましたが、道路部分で当初予定していた豊邦作手線の改良事業、こちらは県との調整の結果、県で行ってもらうこととなりましたので皆減。それから、林道分では、吉田小屋線の改良事業ですけれども、用地の確保が困難になったということで事業が中止となりましたので、こちらも皆減。それから、林道三都橋線の舗装事業ですけれども、2年度の実績及び3年度の事業計画に合わせた数字に修正をしております。詳しくは年度別計画書を御覧ください。

最後のA3サイズは地図ですので、確認をしていただければ良いかと思えます。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第51号の質疑を行います。質疑はございませんか。

7 高森 駒ヶ原ではなくて、その上の沖ノ平地区に関してですけれども、非常に道路も劣化して、特に冬場の1、2月は、一部分だけですが、急な坂がありまして交通が非常に至難な場所があるのですが、幸い地元の方がグレーダーを出して自分で雪かきをしていますけれども、一部分は全然手つかずで残っていて。私も実は今年、3回雪かきに行ったことがあるのですが。その冬場の除雪の手当というのは、道路改良プラス、町のほうで支援策はありませんか。その辺ちょっと考えてもらおうと非常にいいと思うのですが。

建設課長 地元の皆さんに対して、町のほうから除雪の費用を補助金として出しておりますので、それで対応していただいているという状況です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議長 議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 9、議案第 52 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは 83 ページ、議案第 52 号「工事請負契約の締結について」

本議案の、防災行政無線(同報系)の機能強化・改善事業に係る契約の締結につきましては、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の工事契約に該当し、このたび随意契約により工事請負金額を 110,440 千円として、6 月 4 日に落札者の株式会社カナデン中部支店と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、平成 18、19 年度の 2 か年にわたる「防災行政無線(同報系)」のデジタル化整備工事の導入業者でありまして、以降、設備の保守管理及び運用業務等を的確かつ円滑に遂行されています。

今回の整備事業は、屋外拡声子局及び屋内戸別受信機など、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の事業者が施工した場合、既設の設備等の使用に著しい支障や、更なる費用が生ずるおそれがありますので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定である「その性質又は目的、いわゆる契約の内容が競争入札に適しないもの」に該当すると判断し、施工上の経験、知識・技術を有し、設備の状況等に精通している業者から見積書を徴収して、随意契約とするものであります。

次ページ以降に「参考資料」を添付してありますが、6 月 2 日に見積書を徴収し、税抜 100,600 千円の予定価格に対し、落札価格は税抜 100,400 千円で、その落札率は 99.8%であります。

具体的な事業概要につきましては、85 ページに記載しますように、電波法の改正に伴い、令和 4 年 11 月までに整備が求められる「スプリアス電波対策」として、大鈴山中継局及び神田中継局の無線設備の更新のほか、山間部のため電波による情報伝達の不具合が生じることから、情報伝達手段の多様化対策を図るため、迅速に避難情報等の防災情報を的確に伝える仕組みとして、携帯電話を活用した「防災アプリ」を新規に構築するもので、併せて、老朽化した庁舎の操作卓や、遠隔制御装置の更新などを整備することが主な内容であります。

なお、整備財源としましては、「緊急防災・減災事業債」を充当するものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 52 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

2 原田 今、詳細に副町長のほうから随意契約の、なぜ随意契約を行ったかとい

う説明があったのですけれども、やはり議案と出す時には、随意契約ですのでその理由をしっかりと明記したものがあべきものだと思いますけれども、その辺のことはどう考えていますでしょうか。

総務課長 おっしゃるところ、よく分かりますけれども。その部分については、今副町長の説明の中でさせていただいたということで。今後、表現の仕方については考えていきたいと思えます。

議長 ほかにございませんか。

6 金田(文) 私も随意契約のことがちょっと引っかかっていましたが、副町長の説明で分かりました。表現を、町民の方々が分かるようにというか、議員が説明を聞くだけではなくて、なぜ随意契約にするかということを一一般の方も分かるようにこれからしていただきたいなということをお原田議員に付け加えてお願いをしておきたいと思えます。

あと、もう1点お願いします。防災アプリとかSNSを活用してということについては、時節にあっているし、この前私もお願いしましたように、高齢で耳も聞こえないし、途切れ途切れでわからないというような御希望があつて。できたら文字で見られるようにしてくれという高齢の方のお願いもありましたので、大変ありがたいことなのですが、いよいよ運用ということになるといろいろな障害が。例えばやり方が分からないとか、そういうことが出てくると思うのですが、そういう運用に対する準備についてはどのようにお考えか教えてください。

総務課長 運用について、それから設定の仕方等につきましては、各戸配布になるか、回覧になるか、その辺は検討させていただきますが、分かりやすくするように努めてまいります。多分QRコード等で進めていくような方法になるかと思えますので、高齢者の方でも分かりやすいように努力をしております。

6 金田(文) 高齢者の方でも分かりやすいようにということでありありがとうございます。ただ、書面で通知したりしてもなかなかできないというのが現実なので、例えば中学生に教えてもらうだとか、地域のどなたかに教えてもらうだとか。そういうことが具体的にみんなで助け合えるというか、教え合えるような行政の仕方をお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

総務課長 行政としても、その辺努力をしておりますが、ぜひ地域の人たちでお互い協力をしていただきたいと思いますと考えております。

11 加藤 今の同僚議員の質問とも関連するわけですが、アプリのダウンロードについては、やはり困難性があることが。東栄町が去年この事業を始めていて、その運用について実績を持っているわけですが、やはり人が動いて――役場の職員も含めてですが、教えていくというような体制をとってみえるようです。ぜひ参考にさせていただけるといいかなと思えます。

それから、この運用は令和4年度からということと考えてよろしいのでし

ようか。その説明開始の時期と合わせてですが、よろしく申し上げます。
総務課長 町民の方への説明につきましては、東栄町のほうも参考にさせていただきたいと思います。

この工事ですけれども、工事期間を令和4年3月10日ということで設定しております。ですので、これまでには設定としては終了をします。若干準備期間も必要かと思いますが、令和4年度に入りましたら、早い時期に説明しながら運用ができるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 全員です。

議長 議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、議案第53号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、86ページ。議案第53号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」

「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものがあります。

本議案につきましては、従来、本条例において「通知カード」及び「個人番号カード」の再交付手数料を規定していましたが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が本年5月19日に改正されたことに伴い、今後は、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化され、当該発行手数料を徴収することになったため、本条例から「再交付手数料」の規定を削除するものであります。

なお、施行期日は、改正法施行日の令和3年9月1日と同日であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第53号の質疑を行います。質疑はありませんか。

7 高森 この J-L I S、これはどういうふうな構成団体なのでしょうか。

町民課長 これ、いわゆるジェイリスといたしまして、ここにありますように地方公共団体情報システム機構ということで、国の外郭にあたると思うのですが、個人番号カードだとか、住基ネットだとか、そういったものを全国的に仕切っている団体であります。

議長 ほかにございませんか。

6 金田(文) 手数料条例が改定になるということ、手数料が具体的にどうなるのかなと思ったのですが、何か変更があるのでしょうか。

町民課長 6月18日付で J-L I S のほうから通知がありまして、まず、J-L I S のほうで9月1日から施行できるように、8月中にその規定を制定する予定だそうです。その後、実際は市町村に事務を委託する形になるということです。ですので、9月からは委託契約を結んで市町村の仕事として、個人番号カードの再発行手数料の徴収、それから市町村としての領収書の発行。それから2番目として、徴収した再発行手数料の歳入外現金として出納室のほうで保管をして、それを J-L I S のほうに納付、こういった仕事を委託契約を交わして行うということで。実際は市町村が徴収するという事は変わりありません。

議長 ほかにありませんか。

7 高森 そうすると、J-L I S が中に入って皆さんから中間マージンを取る形で委託料を徴収する形になる、何か不思議な団体ですが、これは市町村だけで徴収ができる形だと思うのですが、無理にこういうところを通す必要はない気がしますが、この辺の成り立ちはいかがですか。

町民課長 実際に手数料は今までどおり800円で変わりはありませんので、特に金額的な問題はないと思いますし、個人番号カードを発効しているのは J-L I S のほうなので、こちらが元になって、実際の徴収はそこが徴収するのはとても無理なので、市町村と委託契約を交わすという内容なので、これまでと何ら代わるようなことはないと思っております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 11 「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

日程第 12 「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

議長 ここで、町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

町長 ただいまは 6 月議会上程案件につきまして、全ての議案に御承認をいただきありがとうございます。ここで議会閉会宣言の前に私事で恐縮ですが、議長のお許しと時間をいただき、一般質問で伊藤武議員からも質問がありました、私が過去「町長として今までに唱えてきた公約」とその内容について、全般にわたり、総括して私自身としての評価を申し上げると共に、次期町長選挙へ向けた私の考えを皆さんに申し述べたいと思います。

始めに、今から遡ること 12 年前、私が副町長を務めていた平成 21 年 2 月 5 日、本町にとって長年の課題であった設楽ダム問題に終止符を付けることの証となる「設楽ダム建設同意協定」が、当時の設楽町長と国土交通省中部地方整備局長との間で調印が交わされたことは皆さん御承知のとおりです。

そして、この年の 10 月に行われた町長選挙において、私は多くの町民の方々から推挙され御支援をいただく中、初当選を果たさせていただき町政を担う重責を任され、以来 3 度にわたる選挙を通し町長として 3 期 12 年の間、

正確には11年8か月、町民の皆さんの御期待に応えるため、数々の政策業務に取り組み、今日まで努めてまいりました。

特に1期目の町長就任時から現在に至るまで、志を強く持ち続けていたのは、旧設楽町の時代から長い歴史の中で最も難題であり、町の将来を左右する重要課題である設楽ダム問題の対応を図る中、私は「建設同意協定」の裏付けとする課題を、町と当時の町議会の皆さん、そして町民の方たちの考え想いを「受け入れ条件7項目を確約事項」としてこれをまとめ、国土交通省中部地方整備局、並びに愛知県に示し回答を求めました。その結果、国・県はこの条件を信義に基づいて確実に履行することを明確にしました。

そして、当時私はこの確約事項に位置付けた、水没等で移転を余儀なくされる方たちの「生活再建対策」と、「水源地域整備事業」、並びに「水源地域振興整備事業」等の内容を広く町民の皆さんにお伝えするため、町内各地区へ出向き、直接町民の方たちに詳細な説明を申し上げ、これを必ず実行すると約束しました。

そして、私は町長となり、「ダムによる影響緩和と町の発展、そして住民の生活再建と生活環境向上に繋げる施策を具体化し実現を図る」、これを進めることにより、「従来よりも増して住みやすく、環境の整った明るい設楽町となる」ことに信念をもってこれをやり遂げ、見届けることが私に課せられた重要、かつ責任ある重大な使命と当時から捉えていました。

そして、これを実行し取り組んできた事業実績として、1つには、ダムにより移転をされる124世帯の方たちが、生活再建対策により、それぞれ補償交渉に臨まれ、集団移転、個人移転等をするための用地並びに居住のための住宅等を確保され、ほぼ全員の方が確実に生活再建に取り組まれたことが確認できたこと。

2つ目として、生活環境向上に繋げるための国道3路線・県道5路線を始め、町道林道等、多くの道路整備の着手と一部完成、名倉地区農業水路の改良、豊川護岸の整備、田口公共下水道施設整備、町内全域における簡易水道施設管路の更新、県営住宅・町営住宅の整備、そして子育て環境充実に繋げるための清嶺保育園、名倉保育園の建替、また町の中心的施設となる役場本庁舎と子どもセンター・図書館の整備、さらに観光振興とにぎわいの場づくりとして奥三河郷土館の建替と、地域産業振興施設とを併せた道の駅したらの整備など、ダム関連事業に位置付けた多くの事業を完成させることができたこと。

加えて、来年度には長期間かけて整備してきた広域農道奥三河線が全線開通するほか、今後も引き続き国道・県道等の道路整備も計画に基づいて進めていくこととなっています。また森林ビジターセンター整備についても、現在用地確保と実施設計を進めており、計画に基づいて予定どおり事業推進を図ることになっております。

このほか、北設広域事務組合管理者として取り組んだ田口クリーンセンターの新築、さらに将来を見据え、町の有益施設に繋げるための小水力発電施設整備事業の具現化に向けて、専従職員を配置し体制を整えました。

そして、これらの整備費・管理運営費に係る町財政の負担軽減措置として愛知県、下流受益自治体からの財源の確保と、ダム対策基金の造成完了確認と運用を図るなど、確約事項等に明記した内容を概ね実現化することができました。

また、ダム関連事業以外で田口地区並びに名倉地区のヘリポートの整備、田口宝保育園建替の資金助成、安心して利用するための新火葬場八橋斎苑整備等にも取り組むなど、こうして数多くの整備事業を完成させたことで、今住んでいる町民の方たちのため、また将来の設楽町に向けて重要な基盤を整えることができました。

さらに、過去三度にわたる町長選挙の折、私が掲げ唱えてきた「安心して幸せに暮らせる明るいまちづくり」に向けて、こうしたハード事業の基盤整備と共に、産業、福祉、健康医療、そして防災、子育て支援、若者定住、教育環境等の充実を図るための政策にも取り組み、その実績として、産業政策として農林業施策では鳥獣捕獲単価増額制度、並びに木材搬出補助金交付制度等を始め、商業活性化に繋げるプレミアム商品券の発行。

福祉対策として高齢者、交通弱者のための福祉タクシー、移動サービス、津具の「乗ってかっせ」等の移動手段の確立。町内で食を提供する方たちが参入しての配食サービス週5日制。

住民の健康医療維持促進に繋げるための基本検診、がん検診の無料化、並びに人間ドック受診補助等による健康診断受診環境の向上、またインフルエンザ予防接種無料化の実現、診療所医師の確保。

そして子育て支援に繋げる乳幼児から高校生、18歳までの医療費の無料化や、国保料(均等割り18歳以下)の半額制度等への取組。

また、防災対策として各行政区単位での自主防災組織の立ち上げと、防災無線並びに機材の整備充実と携帯電話不通話地区の解消、さらに防災拠点として、また将来に向けて有効活用するための用地として西納庫、田口、清崎と旧下津具小学校校舎の取壊しと跡地整備を含めた、それぞれの地区での用地確保。

若者定住対策として、町内4地区ごとの地域住民による受け入れ組織の立ち上げ、安価な宅地提供と住宅建築資金の特別補助制度の運用。

そして、教育環境の充実を図るため、町内全小中学校を対象に進めたエアコンの設置、全生徒のタブレット機器の配置、校舎及びトイレの改修並びに照明器具のLED化、手洗いの自動水洗化等の整備、また長年の課題である小中学校の適正配置に向けた方向付けも見えてきました。

さらに、昨年発症した新型コロナウイルス感染症に対する予防対策として、

営業時間短縮協力金や商品需要落ち込みへの応援対策などの影響緩和措置を始め、様々な対策を講じる中、感染防止抑止に最も必要なコロナワクチン予防接種の実施に努めた結果、8月28日には、対象となるほとんどの方々が2回目の接種を完了できることとなり、町民の方々の安心と安全を確保する体制ができつつあります。

また、町の中で最大事業となる設楽ダム建設事業についても、私が町長就任当時、国政が民主党への政権交代に伴い設楽ダムが検証となりましたが、私は政府に向けて町民の長年の苦痛と、苦渋の決断として建設を認めた背景を説明し、国としての責任を訴えた結果、ダムの必要性と建設の継続が判断されました。

私も、東三河の一員であり、水源町として下流受益地域に協力する立場で国へ建設予算増額要望に努めた結果、毎年大型予算が組まれダム本体着工が現実のものとなりました。また付替道路工事にも拍車がかかり、工事が本格化し建設促進への道筋も開け、今後も順調に進んでいくものと思います。そして、下流交流拠点施設整備を含む将来のダム湖周辺を中心とした地域振興計画プラン創りを、国、愛知県、下流市に働きかけ、設楽町と共に具体化する体制も整うなど、今後も共同で進んで行く方向付けができました。

こうして、重要な政治的判断、またハード・ソフト事業を通して数々の政策に取り組んだ結果、冒頭申し上げたように町民の皆さんが豊かに暮らすための環境づくりに貢献できたこと、また町の将来を展望する中で、これらの成果が今後の町の発展のため、また町民の皆さんが安心して暮らし続けるための礎となり、次の世代にも繋がることに期待できる状況ができたことと私なりに評価をしております。

長々と私がこれまで取り組んできた主な政策、思いを申し上げましたが、ここまで町長としての3期12年の間、町議会の皆さんを始め、町民の方々の御理解と御協力、そして町職員を始め、多くの方々の力強い御支援をいただく中で、私のでき得る限りの力を傾注し取り組み、町民の皆さんと約束したダム関連事業、また各種政策を通して一応の成果を上げることができ、私なりに責任を果たすことができたことと実感しております。

10月に任期満了を迎える今、私の役目としてはここが1つの区切りと想っているところでして、したがって、私は今期をもって町長の職を引くこととし、次回の町長選挙には出馬しない意向であることをお伝えさせていただきます。

山口議長さんを始め、議員の皆さん方には、今議会の中でこうした貴重な時間と、私の考え思いをお話しする機会を与えていただき、恐縮の至りであり感謝申し上げます。

私からお伝えすることは以上です。ありがとうございました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。令和3
年第2回設楽町議会定例会の閉会を宣言します。

閉会 午前10時25分